

平成31年度 市民税・県民税申告のお知らせ

問合せ先 市民税課 ☎(21)2266

新しい申告が始まります!

受付期間 2月18日(月)~3月15日(金)

新しい

申告相談会場になります

※土・日は申告受付がありません。

国府公民館
2/18~2/21
※2/21は15時までの受付

吹上公民館
2/22~2/28
※2/28は15時までの受付

本庁
3/1~3/15

西方総合文化体育館
2/18~3/15

大平公民館
2/18~2/28
※2/28は11時30分までの受付

岩舟総合支所
3/1~3/15

30年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得について計算し、税金の額を確定します。

申告書は市民税・県民税の課税資料のほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定資料として利用されます。申告がないと適正な保険料などの算定ができないだけでなく、市営住宅・児童手当・保育園などの手続きや、金融機関の融資などで必要になる各種証明書の発行もできなくなります。

e-Tax(イータックス)が始まります

e-Taxとは

これまでは書面に印刷し税務署に提出していた所得税の確定申告書を、電子データで送信提出することです。今年から市の申告相談会では、所得税の確定申告書をe-Taxで作成支援・受付・送信をします。

手続き

基本的に今までの申告相談会と手続きは変わりません。e-Taxに必要な利用者識別番号を取得するため、これまでの相談会受付票にいくつか質問が加わります。その後の申告書の作成支援から税務署へのデータ送信まで職員にお任せください。

利用者識別番号

利用者識別番号とは、e-Taxを利用する時に必要な番号です。国税庁ホームページで発行申請して取得しますが、市の申告相談会では、職員が代行します。(所得税の確定申告書を提出する皆さんに番号の発行をします。)

メリット

- ①行政専用回線でデータ送信するため安全です。
 - ②データ入力した添付書類は、税務署に送信後、返却できません。
 - ③書面提出より所得税の還付金を早く受け取れます。
- ※待ち時間の短縮とe-Tax導入のため、新しい申告相談会場となりました。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。



市民税・県民税 申告相談受付日程

期 日	北会場 (都賀・西方地域)		中央会場 (栃木地域)		南会場 (大平・藤岡・岩舟地域)	
	受付時間		午前の部 9時~11時30分	午後の部 13時30分~16時		
2月18日(月)	富張	真上、向宿、反町	国府、大塚	大平公民館2階	西山田(1・2・3)、土与、真弓(東)、下高島、上高島、北武井	
19日(火)	新名地、本郷、中妻中の内	根子屋、水木	大宮、高谷、樋ノ口	大平町蔵井2001番地3	富田日立、中央町(全)、下皆川(1・2)	
20日(水)	升塚	岡、男丸、小沼、小沼北	平柳2・3、今泉	岩舟公民館2階	部屋、新波、石川、帯刀、緑川、蛭沼、西前原	
21日(木)	合戦場(1~250番地)	田谷、居林	仲仕上、藤田、久保田、宮田、惣社、柳原、大光寺、田村、寄居、【受付は15時まで】	岩舟公民館2階	西水代(上1・上3・下・瓜畑)	
22日(金)	合戦場(651番地~)	下宿北、下宿南	尻内、梅沢、鍋山、出流	岩舟公民館2階	富田(1~8)	
25日(月)	合戦場(251~650番地)		皆川城内、柏倉、岩出、泉川、大久保、星野、	岩舟公民館2階	新(2・3・4)	
26日(火)	栃木市全域		川原田、千塚、大森	岩舟公民館2階	西野田(1・2)、榎本(上・下)、西水代(上2)、横堀、牛久、上牛久	
27日(水)	平川(1~400番地)	上組東、上組北	吹上、木野地、野中	岩舟公民館2階	新(1)、真弓(西・中・南)、川連、蔵井	
28日(木)	平川(401番地~)	大沢田、中宿	小野口、志島、大皆川、新井、細堀、宮仲方、梓【受付は15時まで】	岩舟公民館2階	榎本(荒・旭)、伯仲(北・南・西)【受付は11時30分まで】	
3月1日(金)	原宿、桜内、臼久保		万、倭、旭、泉、昭和	岩舟公民館2階	富吉、中根	豊岡(本明、宮前)、新里(宿・北中妻)、中妻、田代、山中、羽田
4日(月)	鷲宮、桜本、大橋、深沢		城内1、河合、神田、本	岩舟公民館2階	仲町、新町、羽黒、城南、聖場、高岡、向高岡	古橋(北・南)、静和駅前1、下津原(宿・新田下・法花・中央1・中央)
5日(火)	南嶺、十文字、仲坪	柴西、柴中、柴南	城内2	岩舟公民館2階	城山、南山、小出山、原、藤山、下宮	和泉(1・2・3)、下津原(原・手洗窪・上)、豊岡宿坪
6日(水)	中新田	小倉山下、宿裏町	日ノ出、湊、富士見、祝、小平	岩舟公民館2階	荒立、荒立北、向山、山合、通山合、堤外、底谷	水掛、三八五、曲新田、向、本郷、上サ、小名路、にしね、西耕地、石橋、上耕地
7日(木)	木の東	古宿、峰、元中部	沼和田、境	岩舟公民館2階	上町、東原、内町、下町、鹿島	五十畑、中ノ島、鶴巻、和泉日立、静和駅前(2・3)、林中原、赤羽根、学校前
8日(金)	木の西、木の北	和久井、金井北、原、神塚	片柳1・2・3	岩舟公民館2階	大前(5区~7区)	三谷(東・中・西)、下岡、上岡
11日(月)	下新田、宿	木の宮西、木の宮東	片柳4・5、平井	岩舟公民館2階	赤麻(1区~4区)	古江(1・2・3)、新里荒屋敷
12日(火)	上新田、中荒井	栄町、金崎南、上組南	菌部1・2・3	岩舟公民館2階	甲	赤塚、岸内、三ツ谷、鯉ヶ島、芝宮、馬宿東、馬宿西
13日(水)	橋本	金井新田、西金井	菌部4、入舟、柳橋、錦、嘉右衛門	岩舟公民館2階	都賀	五斗内、新区、鷲巣、山ノ腰(西・東)、茂呂(新田・東平・八郎土)、栄町、御門、中久保
14日(木)	宿坪、中郷、野上	弥八内、薬師堂、金井東	箱森	岩舟公民館2階	大田和、太田	宿下(東・中・東六反・西)、宿上(東・西)、茂呂本郷(東・西)、羽抜(本郷・新田・社口)、下津原新田上
15日(金)	栃木市全域		大、平柳1	岩舟公民館2階		
申告時間延長日 16時~18時30分	2月26日(火)		3月14日(木)		3月6日(水)	

所得税還付申告相談会

申告書を作成し提出できるほか、会場内のパソコンを利用して自分で申告書を作成することができます。

期 日	2月5日(火)・6日(水)・7日(木)
場 所	市役所本庁舎3階 正庁
時 間	午前の部 9時~11時30分 午後の部 13時30分~16時
対 象	・公的年金受給者で、年金から所得税が源泉徴収されていて医療費控除を申告する方 ・給与所得者(30年中の勤務先が1か所)で、30年中に退職した方や、年末調整済みで医療費控除を申告する方 ※5ページの「申告に必要なもの」をお持ちください

※確定申告書控えに税務署の取受印が必要な方は税務署会場で申告をしてください。
※1月25日(金)までに事前電話予約(☎(21)2267)した方を優先します。(予約はなくても可)

申告のお知らせはがきを郵送します

1月中旬に、前回市民税・県民税申告をした皆さんへ「申告のお知らせはがき」を郵送します。



- ※今年度から新しい申告会場が1日3会場の開催となります。会場以外での相談は行いませんのでご注意ください。
- ※当日8時から各申告会場受付番号を配布します。大変混雑し長時間お待ちいただく場合もありますので、申告書は自分で作成してきましょう。
- ※国府公民館・吹上公民館・大平公民館の最終日は、会場移動のため受付時間が異なります。ご協力ください。
- ※都合の悪い方は日程表内の他の日時・会場でも受付できます。
- ※市民税・県民税申告書は郵送でも提出できます。必要事項を記入し、源泉徴収票や控除証明書などを同封して〒328-8686(住所不要)栃木市役所市民税課へ郵送ください。
- 申告書や手引きは市民税課・各総合支所窓口に1月中旬から備え付けのほか、市ホームページからダウンロードができます。